主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人永井弘毅の控訴趣意は昭和二十六年十月十六日付控訴趣意書記載の通りで あるから此処にこれを引用する。

論旨第一点について

論旨第二点について

記録を精香し諸般の状況を斟酌して案ずるに、被告人に対する原審の量刑は相当である。所論り点につき十分なる検討を遂げ、其の結果を考慮に容れても、いまだもつて原審の科刑を変更すべきものと認めるに至らない。論旨は採用し難い。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条に則り主文の通り判決する。 (裁判長判事 吉村周作 判事 小山市次 判事 沢田哲夫)